

感染まん延特別警報

飲食店への営業時間短縮要請

- ① 期間 令和3年4月28日（水）～5月11日（火）
- ② 区域 県内全域
- ③ 対象 食品衛生法上の営業許可を取得している飲食店
※カラオケ店、バー等含む
- ④ 要請内容 **午後9時までの時短営業**（営業開始は午前5時以降）
酒類の提供は午後8時まで
- ⑤ 協力金 全期間実施を前提に1店舗あたり
中小企業 2.5万円/日～7.5万円/日
大企業1日あたりの売上高の減少額×0.4

石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金コールセンター

令和3年4月27日(火)～ 9時～18時（土日祝も開設） 076（225）1920